

欧州連合における最近の安全衛生政策の動向

Trend of the Recent Safety and Health Policy in European Union

ものつくり大学 北條 哲男*

産業安全研究所 花安 繁郎**

Tetsuo HOJO and Shigeo HANAYASU

欧州連合(EU)の安全衛生政策の動向に関して、まず欧州における安全衛生制度の概要を紹介し、次に安全衛生施策を推進している欧州安全衛生機構の活動内容、特に情報ネットワーク活動の実施状況例などを概観した。最後に、建設分野において新たな施策として導入された安全衛生調整の概念やその実施に伴う人材育成などについて調査した結果を報告する。

【キーワード】 欧州連合、安全衛生政策、情報ネットワーク、建設安全

1. はじめに

欧州連合(EU)¹⁾は、平和を守り経済と社会の進歩を促進するために結束を目指し、共通の機関を有する欧州の三共同体が統合されて成立したものである。まず、欧州石炭鉄鋼共同体(ECSC)が1951年に締結されたパリ条約によって創設され、それに続いて欧州経済共同体(EEC)と欧州原子力共同体(EURATOM)が1957年のローマ条約によって設立された。1986年の単一欧州議定書の下で3つの共同体はすべての域内国境を徐々に廃止し、ついには単一市場を完成させ、1992年に調印された欧州連合条約(マーストリヒト条約)により欧州連合が誕生した。経済と社会の進歩を促進するために外交、経済・通貨、社会の三分野での統合が進められることとなり、既に2002年には、イギリス、デンマーク、スウェーデンを除く12カ国が新しい単一通貨としてユーロを採用し、経済面での統合化が図られている。

なおEUの2004年以前の加盟国は、イタリア、オランダ、ドイツ、フランス、ベルギー、ルクセンブルグ、アイルランド、イギリス、デンマーク、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、オーストリア、スウェーデン、フィンランドの15カ国であり、2004年5月1日に新たにポーランド、ハンガリー、チェコ、スロベニア、スロバキア、エストニア、ラトビア、リトアニア、キプロス、マルタの10カ国が加入して合計25カ国の体制となった。

EUの組織には、立法・行政・司法の機能を持つ機関があり、行政機能は主に欧州委員会が受け持ち、その政策部門の中で雇用・社会問題担当総局(DG-V)が労働安全衛生政策を担当している。現時点においても欧州では各国での安全政策の運用に独自性があり、今年の加盟国の増大に伴い安全面での更なる統合化に向けた調整が始まっている。

このような状況下において、情報活動の強化により安全衛生関係者への浸透を図る活動が進められている。欧州安全衛生機構はそのために設立された情報センターの機能を持つ組織で、情報プロジェクトの展開など新たな試みを実施している。また、建設分野の安全衛生政策においては、安全衛生の考え方を変革する「安全衛生調整」という新たな概念が導入され、建設業の安全衛生の更なる向上に取り組んでいる。加盟各国がそれぞれの国の実情に合うように工夫しており、その実施方法や人材育成・管理方法に関して試行している。

本報告では、まずEUにおける労働安全衛生制度を概観し、次いで欧州安全衛生機構における取り組みの現状や最近の活動計画などについて、関係機関を訪問調査した結果を中心に述べる。更に、EUの建設分野の安全衛生政策について、政策の立案や推進に関わる関係者にヒアリング調査した結果を述べる。

このような情報活動の推進や新たな施策の実施状況を注視することは、わが国の今後の安全衛生政策を考察する上で有意義であり、本報告はこれらの調査・分析を通じて建設産業の安全管理や教育の方向性に考察を加えるものである。

*建設技能工芸学科 教授 048-564-3851

**研究部長 0424-94-6213

2. EU の労働安全衛生政策の概要

(1)EU の労働安全衛生法令

EU は、加盟各国の労働安全面の向上を目指して、共通の安全衛生規制を制定^{2), 3)}している。安全衛生規制は、主として EU 指令の形で行われており、EU が最低限必要と考える事項について指令による規制を行い、指令の趣旨を実現させるための具体的な個別の規定は、加盟各国の法令の制定或いは改定によることとしている。このように、「指令」は、直接的に加盟国に適用される「規則」の次に拘束力の強い規定であるが、達成されるべき結果についてののみ加盟国に対して拘束力を持ち、その形式・方法については加盟国に任されるものである。

EU の安全衛生に関する基本指令は、1989年に制定発行された「労働安全衛生の改善を促進するための施策の導入に関する理事会指令 89/391/EEC」である。単一欧州議定書(修正ローマ条約)が発効した 1987 年までは、有害化学物質に関係した指令などいくつかがあるが、その多くは議定書締結後に公布されており、同議定書公布後に制定されたのがこの理事会指令である。安全衛生に関する基本指令として位置付けられ、別名「枠組み指令」と呼ばれている。同指令は、職場における労働者の安全衛生の改善を促進する措置を導入すること(第 1 条 1 項)を目的として、一般的原則を定めると同時に同原則を実施する一般的指針を規定している。具体的な内容は、以下に示す通りである。

1)事業主の義務；

労働安全衛生の確保、リスクアセスメントの実施、安全衛生問題についての情報提供及び協議、教育訓練など

2)労働者の権利・義務；

安全衛生に関する提案権、参画する権利、提訴権、指示に従う義務、危険の報告義務など

この枠組指令は、発効後約 3 年を経た 1992 年末までに EU 加盟国各国がその内容を自国の法令に取り入れなければならないと規定されている。また同枠組み指令では、特定の安全衛生分野に関する個別分野ごとに個別指令を採択できることを定めており(第 16 条 1 項)、同規定に基づき 2003 年末で 16 ほどの指令が採択されている。さらに、同規定によらない個別の安全衛生分野での指令も多数制定され

ている。

(2)EU における主な労働安全衛生政策

欧州の市場統合を実現するため、欧州共同体(EC)域内で製品の自由な流通を確保することが求められた。そこで、市場統合の当初の取り組みとして、加盟国間で異なっている製品の流通に係る規制や法律を是正し流通を促進するため、法の整合性を図ることから着手された。しかし、1960～1970 年代は市場統合はほとんど進展しないままに終わったため、この状況を改善する「ニューアプローチ」という新しい政策が 1985 年に EC 理事会で決議された。この政策の特徴は、分野ごとに安全に関する指令を規定し、この指令に定める必要要求事項を製品が満足している限り EU 内での製品の自由な流通を認めようとするものである。その一環としてまず機械などの製品の安全性に関する法整備が具体化した。

それが「機械に係わる加盟国法令の接近に関する理事会指令 89/392/EEC」で、これはニューアプローチ指令の一つとして 1989 年に制定された基本的な指令であり、いわゆる「機械指令」と呼ばれるものである。これは、先に述べた労働安全衛生に関する「労働安全衛生の改善を促進するための施策の導入に関する理事会指令 89/391/EEC」とともに安全衛生政策の核をなすものと言える。同指令は、機械が有すべき安全性機能を必須安全要求事項として定めているほか、対象となる機械または安全部品、製造者または輸入業者の義務、必要安全要求事項への適合の証明、認証制度などについて規定されている。

また、これ以前に制定された代表的なものとして、有害化学物質関連の大規模事故の予防と拡散防止に関する規制で、化学プラントの爆発事故を契機として 1982 年に制定された「一定の産業活動に伴う重大事故危険に関する理事会指令 82/501/ECC」(いわゆる「セベソ指令」)がある。セベソ指令は、有害物質を扱う施設の労働者の安全衛生に関わる安全衛生指令の性格とともに、有害物質の施設外への放出に関しては環境保護関連指令としての側面も持つ。なお、同指令はその後、1996 年に「重大事故危険の管理に関する指令 96/82/EEC」(セベソ II 指令)に全面改訂され、施設を有する企業に対して、安全管理システムや危機管理、さらに土地使用計画等にまで及ぶ全

一般的な事故防止管理を規制するものとなっている。

このように、EU では安全衛生に関しては、各分野において最低必要条件を規制する指令中心の法制整備に重点をおいて行っている。最近は安全衛生に関する種々の動きを雇用者や労働者に具体的な情報として提供し、広範な支援をするための活動を展開しており、次節に述べる欧州労働安全衛生機構による情報ネットワークを重視した活動が積極的に推進されている。

(3)労働安全衛生マネジメントシステムへの対応

新たな労働安全衛生マネジメントシステム (Occupational Safety and Health Management System「OSHMS」)⁴⁾ 普及の動きは、1990 年代から急速に進んできた。この背景には、英国の「ローベンス報告」にはじまる安全衛生制度改革⁵⁾ の流れがある。同報告では、従来の法規制を中心とした“法規準拠型手法”から、現場労使の自主責任による“自主対応型手法”に重点を置いた取り組みが進言されており、その結果 1974 年に作業安全衛生法が制定されるなど、英国では安全衛生制度が大きく改革された。

「枠組み指令」制定後の 1996 年には、世界で最初の労働安全衛生マネジメント規格として英国規格 8800 (BS8800) が制定されている。本規格は、自主対応を基調とする労働安全衛生マネジメントシステムへの大きな流れへと継承され、欧州各国の制度改革に大きな影響を与えた。

その後、国際標準化機構 (ISO)、国際労働機関 (ILO) と各国政府、労使団体等が労働安全衛生マネジメントシステムの国際標準化に向けての検討を開始したが、2000 年に ISO が国際規格化を中止したことから ILO による国際標準策定作業が進み、「労働安全衛生マネジメントシステムに関するガイドライン (ILO-OSH2001)」が 2001 年に策定されるに至った。

ILO ガイドラインの構成は、1) 前文、2) 国の労働安全衛生マネジメントシステムの枠組、3) 事業場の労働安全衛生マネジメントシステム、から成り立っている。その前文において、このガイドラインは法的な拘束力を持つものではなく、国の法令や基準に置き換わることを意図したものでもないとしながらも、使用者は労働安全衛生について説明責任と組織的に対応する義務を負っており、マネジメントシス

テムを実施することはこの義務を果たす有力な取り組み方であることを述べている。

EU では、労働安全衛生マネジメントに関する EU ガイドラインを提案する動きはあったものの、ILO ガイドライン策定の状況などを勘案し、正式に採択するに至っていない。EU 加盟国内では、国毎に個別の対応を図る動きがあり、英国に続いてオランダ、デンマーク、スペイン、イタリアなどで安全衛生マネジメントの規格ないしガイドライン化が進められている。従って、EU では、労働安全衛生マネジメントシステムに関しては、ILO ガイドラインを基礎として尊重しつつ、各国の実情に見合った方式で実施されつつある段階と言えよう。

3. 欧州労働安全衛生機構の情報活動

(1) 欧州労働安全衛生機構の概要

欧州安全衛生機構 (European Agency for Safety and Health at Work)⁶⁾ は、加盟国の政府・使用者・労働者の代表によって運営される組織で、労働安全衛生の関係者に安全衛生分野で役に立つ技術的・科学的・経済的な情報を提供する情報センターである。本機構は 1994 年に EU の規則により設立された公的な機関で、1997 年からスペインのビルバオ市で活動を開始し、現在様々な国籍の約 60 人のスタッフで構成されている。

欧州安全衛生機構の活動の主な目的は、国内及び国際的な機関、安全衛生の問題によって影響を受ける人々、例えば、労働者・事業者・労働安全衛生担当者などへの情報の提供或いは交換をすることによって、職場での人々の生活を改善することである。その活動内容は、以下の三つに集約される。

欧州安全衛生機構の第一の活動は、フォーカルポイント (Focal Point) システムを基にしたヨーロッパ全域にわたる情報ネットワークを構築することである。EU 加盟各国に、フォーカルポイントという支局を設置し、当該国の安全衛生に関する情報収集を行い、全体としてネットワークを構築して情報提供を行っている。フォーカルポイントは、通常、安全衛生を担当する国家的な機関となっている。情報ネットワークは、現在インターネット上に公開されており、機構のホームページを通じてネットワーク上でアクセスできる。この情報システムの構築により、

安全衛生に関するかつて無い新しい情報源にアクセスすることが可能になり、安全衛生担当者は勿論、企業の労働者と事業者にも情報を供給することが可能となった。また、ウェブサイトは「ニュース・イベント情報」、「法令」、「優良実施例(Good Practice)」、「調査」、「統計」、「教育訓練」などの主要なカテゴリーに分類されて表示されている。

活動の第二は、知識の伝達を図るための出版などによる情報サービスの提供である。ニュース情報、年次報告書やデータと概況報告(Fact Sheets)、プロジェクト情報、イベント情報などの提供と、その他の具体的なテーマについての多くの出版物を発行している。また、会議・セミナー・展示会の開催や EU 加盟国・EU の諸団体・労使などへの特別情報の提供なども行っている。

第三は、知識を展開するための情報プロジェクトの実施である。特定のテーマについて、外郭専門団体・専門家などへの委託、或いは欧州安全衛生機構で実施した調査研究の成果や解決策について情報を提供しており、EU 加盟各国、安全衛生の専門家が高度な安全衛生を促進するのを援助するために、具体的な課題についての多くの情報プロジェクトを展開している。現在情報プロジェクトでは、優良実施例、労働と衛生に関する研究、システム、労働安全衛生の監視、キャンペーンなど五つの分野で活動が実施されている。プロジェクト内容としては、EU の労働安全衛生状況や、安全衛生に関する研究と実用的な解決策などに関するもので、これまでの実施例として、例えば、職場でのストレス、筋骨格の問題、危険物質の代替に関するテーマがある。活動期間は 2 年間とし、1 年目はデータ収集など準備を、2 年目に実施活動を行なうのが一般的である。

欧州安全衛生機構は情報センターとしてこのような三つの領域での活動を始め、EU 全域にわたるネットワーク構築と、情報サービスや情報活動の展開の面で重要な役割を果たしつつある。情報社会では、情報提供者は EU のすべての市民の家庭や職場へアクセスできる可能性があり、それまでは一部の専門家だけで所有されていた情報を社会全体で共有することが可能となる。このような手段を講じることによって、安全衛生に関わるすべての人が、労働災害や疾病を防止するための知識と経験を共有し、職場

や社会全体で安全衛生状況を改善することを目指している。

(2)情報活動の実施状況

これまでの調査によると、EU の最大 4000 万人の労働者が職場での何らかのストレスの影響を蒙っており、安全衛生や時間的な損失は 200 億ユーロに匹敵すると推定されている。そこで、欧州委員会は 2002 年に、労働安全衛生に関する新たな戦略を発表し、職場での暴力・ストレスに関連する新しいタイプのリスクを検討して EU の安全衛生政策及びその基準を改定することを目標に掲げた。そのために、教育訓練などを通して状況を改善し、職場でのリスク防止文化を統一することに重点を置くこと⁷⁾を目的として定めた。

その結果、2002 年度欧州週間のテーマに「職場のストレス」が採択され、その全欧州で幅広い活動が実施された。2002 年度の活動成果として、職場のストレスと心理的問題のプログラムとその実施に関する特別報告書を作成し、ストレスを低減する方策策定の手助けが可能な資料とした。また、この問題に関して 6 部の概況報告(Fact Sheets)を発行し、更にウェブ上に公開して事業者、労働者や安全衛生関係者に情報を提供した。これは、労働現場における変化や特に社会心理現象面での新しいリスクの出現を考慮して対応を図った一例である。

なお、欧州週間とは、安全衛生に関する特定テーマに関して、職場での安全意識の向上や優良実施例を促進するための情報活動である。連携する関係機関は、欧州安全衛生機構をはじめ、フォーカルポイント、連携機関、EU 研究機関、EU 大統領職などで、加盟国のほかに欧州自由貿易連合(EFTA)加盟国なども参加する。参加者の範囲は、職場のすべての関係者、安全衛生機関、会社と関連組織、労働団体、管理者、労働者、中小企業関係者などを対象にしている。この情報活動においては、特定の職場だけではなく、現場や事務所の設計関係者など広範な人々を含めることに特に重点が置かれている。

欧州週間は 2000 年から開始されており、これまで筋骨格系障害防止と腰痛防止、職場での事故防止、職場でのストレス、危険物質などが取り扱われており、今後は騒音、若年労働者問題が設定されており、

安全衛生政策面での関心度の高い内容が毎年実施されている。

(3)2004 年度の活動計画

欧州安全衛生機構の 2004 年度実行プログラム⁸⁾では、以下の三つのテーマに取り組む計画が示されている。第一は、情報ネットワークの更なる拡大である。2004年5月には、10カ国の新規加盟国があり、これらの国々を第二世代と位置づけて新たなフォーカルポイントの迅速な整備を目指している。また、将来はEU地域以外でのパートナーやILOや世界保健機関(WHO)などの国際機関との連携も視野に入れている。

第二は、知識伝達の強化である。その方法として、インターネットを通じた情報提供の促進とウェブ機能の強化などを計画している。例えば、全欧州地域の市民が理解できるように 21 カ国の言語への翻訳作業などを行う予定である。更に、欧州安全週間などの情報プロジェクトを通じて知識の展開の拡充が計画されている。

第三は、政策の立案と実行の補助である。現在は、職場でのリスク防止文化の促進、変化する社会のリスクの予測、中小企業の安全衛生対策など 5 項目 15 テーマの情報プロジェクトに対応すべく検討している。これらの計画は、概ね 2 年程度で実施を完了するよう設定されている。

2004 年度欧州週間⁹⁾のテーマには、建設活動における危険予防が採択され、「建設安全」が標語として掲げられた。本活動においては広範囲の建設に関連する工事を対象にしており、建築、廃棄、維持管理、改築、塗装、改造、道路工事、配管工事などが含まれている。4月30日に全地域で公式に情報活動が開始され、本週間の開催期間は10月18日から22日までの1週間が予定されている。2004 年度欧州週間に計画されている活動内容は、1)職場における安全デモンストレーション、2)国家機関による検査実施日、3)テレビ放映による宣伝、4)訓練活動、5)オープンデイ、6)セミナーとワークショップの開催、7)優良実施例の競争、8)展示、9)新聞報道などである。

更に、本行事の広報活動として、20ヶ国語に翻訳した情報の提供、印刷物の配布、空港などの公共の場所における掲示などが行なわれている。11月には

最終イベントが本部のビルバオで予定されており、専門家によるワークショップの開催や、危険予防で目覚しい活動を行い優良実施例の促進に貢献した職場を国毎に1箇所選定して表彰式が行なわれる。

4. 建設分野における新たな施策

(1)EU 建設現場安全衛生指令の概要

EU 加盟国(15 カ国)では労働人口の約 8%が建設業に従事しており、全産業で発生する労働災害(休業3日以上労働災害)のうち 18%が建設業で、死亡災害に関しては、24%が建設業で発生していた。EU においても建設業の労働災害発生率は全産業の中で最も高く、安全衛生政策の改善が強く求められた。その結果、1992 年に「EU 建設現場安全衛生指令(92/57/EEC)」が制定¹⁰⁾され、建設業の安全衛生の考え方に新たに安全衛生調整という新たな概念が導入された。

建設業における安全衛生の実施と向上を求めるこの新しい取り組みは、設計・施工・保守の段階全てを含めたものであり、建設のプロセスに係る全員が取り組むことを示している。本指令の基本原理は、下記のとおりである。

- 1)発注者・設計者も含めて、全ての建設プロセスに携わる関係者は、安全衛生に関してそれぞれの役割を担うこと
- 2)建設事業に新たな役割を持つ安全衛生調整者を、設計段階および施工段階のそれぞれにおいて加えること
- 3)労働災害防止のために三つの新たな文書(事前通知書、安全衛生計画書、安全衛生ファイル)を作成すること

本指令に見られる労働安全衛生の新たな取り組みが発令されるまで、EU では建設現場の労働災害防止対策は、行政上も、発注者と元請の間の契約上でも、伝統的に全て元請の責任であり、その責任すらない国もあった。EU にこの指令が出されてから建設業に携わる全ての者がそれぞれの段階で労働安全衛生に関する義務や責任を負うこととなった。

現在、加盟各国は、この新しい取り組みをそれぞれの国の実状に合うように、また各国の特殊環境を考慮しつつ、本指令を解釈、採用し、自国の法律に取り入れている¹¹⁾。この指令発令以降、EU で開かれ

た数多くの会議、セミナー、集会、シンポジウムなどが関係者の意識を高めることに貢献した。しかし、EU加盟国の中には、未だに建設業における労働安全衛生上の責任を認めない建設業関係者もあり、各国間にばらつきがあるのも事実である。特に、建設現場の安全衛生は建設業者の責任であるという従来の考えにとらわれた発注者や設計者が多く、これらの人々の意識改革が今後の課題と指摘されている。この新しい取り組みを実行するには安全衛生調整者が非常に重要な役割を果たすため、その資格についても議論がなされている段階である。

(2)安全衛生調整者の役割

安全衛生調整者とは、発注者又はプロジェクト監理者が、設計段階および施工段階の安全衛生調整を行うことを委任した個人、あるいは法人のことである。一つの工事に対するこの二つの役割は一人の人間が行っても良いし複数の人間が行っても良い、とされている。安全衛生調整者は、建設業安全衛生に関する全ての事項を調整するために発注者が任命するが、その独立性は確保され、本来の業務と利害が対立することもないので、現場監督などその工事の関係者を任命することも認められている。重要なのは安全衛生調整が効果的に行われることであり、それぞれの工事ごとの特性・規模・仕事の複雑さなどを考慮に入れて分析・判断をする適正な能力が求められている。

設計段階の安全衛生調整は、発注者が設計者を選ぶと同時に任命した安全衛生調整者によって実施され、施工段階の安全衛生調整は、建設業者を選定する入札前に任命された施工段階における安全衛生調整者によって実施される。どちらの場合も、安全衛生調整を実施するためには、「災害防止基本原則」が重要であり、設計段階では設計者が、施工段階では建設業者がこの原則を遵守し、それを安全衛生調整者が支えるべきであると考えられている。これらの関係者は設計という観点からこの原則を設計段階の安全衛生調整に関して理解する必要があり、また、施工段階の安全衛生調整に関してそれぞれの工事内容を理解している必要がある。

なお、「災害防止基本原則」は以下に示す9項目で、その具体的な行動指針とともに示されている。

- 1) リスクの回避；
適切な作業計画、工程計画の事前作成
- 2) 避けられないリスクの評価；
すべての建設作業プロセスにおけるリスク要因の洗い出しを行う
- 3) リスクは元から絶つ；
リスクを発生させない、或いは低減させる方法の検討
- 4) 個人特性を考慮した作業；
作業場所・器機道具等の人間工学的な対策
- 5) 技術革新への適合；
最新の規定・基準に合致した機器の使用、関係法令のデータベースを作成して対応
- 6) 危険の少ないものへの置き換え；
他の方法により危険要素を減らすための工夫
- 7) 多面的な防止対策の開発；
技術・組織・労働環境および労働安全に影響する社会的要素を考慮
- 8) 集団を対象にした安全対策；
個人レベルの対策のみではなく集団としての保護対策
- 9) 作業員への適切な指示；
簡潔で必要部分を詳細に指示

設計段階の安全衛生調整は、災害防止を念頭において別の工法を探ることで、設計の初期段階から防ぎうる潜在的な危険要因を特定し、評価することを目的としている。これは上記に述べた「災害防止基本原則」を、設計者が確認していくことで実行される。施工段階の安全衛生調整は、工事中に起きる潜在的な危険要因を特定し、その危険度を測り未然に防ぐことを目的とする。これは元請や下請によって実施され、安全衛生調整者や監督者が実施状況を監視することとなっている。

この調整システムに則った建設業の安全衛生対策の推進は、設計段階および施工段階の安全衛生調整者の能力に大きく依存しており、このシステムを効率的に実行するために工事発注の初期段階から安全衛生調整者が参加することが必要とされている。またこの新しい取り組みを実行する上で安全衛生調整者が非常に重要な役割を果たすため、その資格要件や技術者の教育が大きな課題となっている。

(3)安全衛生調整者の育成

安全衛生調整の最も重要な点は、安全衛生調整者に求められる資格要件の吟味と教育・訓練である。必要とされるこの資格に関しては EU 加盟国間で多少の相違があり、調整者の資格を自国の法律に明記しているのは三カ国だけで、教育内容や最低要件などについては法律で定めていない国もある。従って、大学や建設業関係の協会で研修・訓練が行われる場合が多く、各国独自の教育プログラムが試行されている。例えば、ポルトガルでは、安全衛生調整者教育に関して過去7年以上の実施実績があり、その教育プログラム¹²⁾を構成するに当たり安全衛生調整者に必要な能力や知識を次のように設定している。

1)専門分野の基礎知識；

大学及び大学院で学ぶような幅広い知識や能力が求められる。例えば、土木工学、建設工学、建築学その他建設に関連する学科のうちどれかの基礎的な教育が最低2年程度必要である。

2)現場管理の実務経験；

建設工事現場での実務経験が少なくとも3年程度必要と考えられる。設計段階の安全衛生調整者には、建設工事、例えば道路建設、橋梁工事、配管工事などの種類に応じた専門知識と経験が求められる。また、施工段階の安全衛生調整者には施工プロセスと管理に関する能力と知識が特に必要である。具体的には、建設管理システム(品質、環境及び労働安全衛生管理システム)、施工計画、建設機械、工事現場の組織と管理、協力会社の管理、建設関連法規などである。

3)安全関連知識；

これら従来の教育から得られる一般的な知識に加えて、特に安全衛生に関する知識、即ち安全衛生調整の概念、安全衛生計画書及び安全衛生法令などが求められる。

リスボン工科大学においては、政府からの要請を受け、上記の内容に基づいた安全衛生調整者の養成を行っている。本プログラムは150時間の講義と100時間の個人プロジェクトで構成されており、各々3ヶ月間で実施されている。個人プロジェクトでは、例えば、建設プロジェクトにおける安全対策、工事

現場の設備に関する個人と集団への保護対策、建設法令と労働安全衛生法令との関係などの分野について、実際のプロジェクトを例題として論文を作成することが求められる。対象は建設分野の大学卒業者もしくは学位保持者となり、受講生の大半は10年以上の実務経験を持つ社会人となっている。このように、建設業の安全衛生調整者の安全教育や資格授与を大学の教育活動の一環として実施している。

5. まとめ

本報告では、まずEUにおける労働安全衛生制度を概観した後、欧州における安全衛生施策の最近の動向として欧州安全衛生機構の情報ネットワーク活動および建設分野の新たな取り組みについて述べた。その結果をまとめると、以下のようである。

- 1)EUの労働安全衛生に関する基本法は、1989年に制定された「労働安全衛生の改善を促進するための施策の導入に関する理事会指令 89/391/EEC」であり、各分野において最低必要条件を規制する指令中心の法制整備に重点をおいている。
- 2)EUの労働安全衛生マネジメントシステムへの対応に関しては、ILO ガイドラインを基礎として尊重しつつ、各国の実情に見合った方式で実施されている段階である。
- 3)最近では安全衛生に関する種々の動きを雇用者や労働者に具体的な情報として提供し、広範な支援をするための情報ネットワークを重視した活動が積極的に推進されている。
- 4)欧州安全衛生機構の活動状況から、安全衛生に関する種々の動きを雇用者や労働者に具体的な情報として提供し、広範な支援をするための情報ネットワークを重視した活動が積極的に推進されている様子が窺える。
- 5)特にネットワークによる情報提供・情報サービスの提供・情報プロジェクトの実施活動は重要な役割を果たしており、情報ネットワークを構築し社会全体で安全知識を共有して安全衛生面での向上を目指している。国境や産業分野を越えて、幅広い市民層をも対象にした新たな情報センターの情報活動は、今後のわが国の情報戦略を構築する上で参考にすべき点が多い。

6)建設分野では、「EU建設現場安全衛生指令」が、労働条件改善のための国内法整備をすすめる推進力となっている。設計段階と施工段階における安全衛生調整の概念が導入され、設計・施工を含む全建設プロセスにかかわる関係者で建設業の安全衛生の向上に取り組んでいる。

7)安全衛生調整の基本となる「災害防止基本原則」の概要が示され、新しい取り組みを実行する上で重要な役割を果たす安全衛生調整者の業務内容と着目すべき点を述べた。安全衛生調整者の人材育成に必要な具体的な教育内容を示した。

8)安全管理や資格授与に関して、大学関係者が実践的な教育活動に携わっている実施例は、大学教育における安全教育プログラムの方向性を示す一案と考えることができる。

最後に、欧州安全衛生機構のネットワークマネージャーであるフィン・シェイ氏およびリスボン工科大学のアルヴェス・ディアス教授には本調査に関して貴重な情報を提供していただきました。ここに感謝の意を表します。

なお本研究は、(財)日本建設情報総合センターの平成15年度研究助成事業費を受けて実施したものである。

【参考文献】

1) 欧州連合駐日欧州委員会代表部 H P :
<http://jpn.cec.eu.int/>

2) 国際安全衛生センター H P :
<http://www.jicosha.gr.jp/Japanese/index.html>

3) 中央労働災害防止協会編:最新・安全衛生世界の動き, 中災防新書 007, 2002

4) 小木和孝監修:すぐできる安全衛生マネジメントシステム, 労働科学研究所出版部, 2002

5) 花安繁郎・渡邊法美:英国における最近の安全衛生政策動向について, 安全工学 Vol.38, No.1, pp29-38, 1999

6) 欧州労働安全機構 H P : <http://europe.ohsa.eu.int/>

7) Annual Report 2002: European Agency for Safety and Health at Work 2002

8) European Agency for Safety and Health at Work: Promoting Quality at Work "Working Program for 2004", 2003

9) European Agency for Safety and Health at Work: European Week 2004 "Building in Safety", 2004

10) Alves Dias: EU諸国における建設工事の発注・設計・施工からメンテナンスにいたる各段階における安全衛生措置, 建設業災害防止協議会, 2003

11) Alves Dias and Richard Coble: Construction Safety Coordination in European Union, CIB1-W99, Publication 238, 1999

12) Course Guide: Department of Civil Engineering and Architecture, Technical University of Lisbon, 2002

Trend of Recent Safety and Health Policy in European Union

Tetsuo HOJO and Shigeo HANAYASU

The outline of the safety and health policy in European Union is firstly introduced. Next, activity of the European Agency for Safety and Health at Work, in which a safety and health programs are implemented through information network activity, are surveyed with some practice examples. Finally, new approach for improvement of working conditions on construction sites, introducing a new concept of safety and health coordination in design and construction stage, is explained, then education and training system for these coordinators are discussed.

Keywords: European Union, safety and health policy, information network, construction safety